

紙推進協ニュース 平成29年7月3日 No.90

紙製容器包装リサイクル推進協議会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 新虎ノ門実業会館 8階

TEL : 03-3501-6191 ホームページ : <http://www.kami-suisinkyo.org/>

FAX : 03-3501-0203 Eメール : p@kami-suisinkyo.org

本紙推進協ニュース No.90では、(1)「平成29年度当推進協議会定時総会」(6/8開催) (2) 容リ制度見直し関連動向 (3) 指定法人委員会情報 ①「精算金額及び精算率」②「紙容器事業部平成28年度業務報告」をお届け致します。

◇ 平成29年度定時総会開催

6月8日(木) 15時30分から、コートヤード・マリオット銀座東武ホテルにて、当推進協議会の平成29年度定時総会が開催された。総会は多くの会員のご出席をいただき、協議会規約第17条を満たし成立したので、会長挨拶の後審議に入った。

<会長挨拶>

おかげ様で、当推進協議会も発足20年目を迎えましたが、数値目標に関しましては、「第2次自主行動計画」にて、リデュース目標や回収率において、それぞれ目標を達成することができました。

引き続き「第3次自主行動計画」の達成と、消費者や自治体との「連携」を目的とするフォーラムやセミナーの開催など、3R推進団体連絡会で協働のうえ取り組んで参ります。

さて、環境省の報告では、平成27年度の紙製容器包装の収集量は約8万トンで、そのうち指定法人ルートとして、およそ2万2千トンが引き渡されているという状況で、これらの数値は年々減少しているのが実情です。

そうした中、日本容器包装リサイクル協会の紙容器事業委員会では、名古屋市に次いで引き取り量の多い相模原市で、平成28年度実績では、前年比14.5%も引き取り量が増加したとの報告がありました。市当局の皆様による様々な工夫や啓発活動の成果との事ですが、やり方によっては、まだまだ収集量を増やすことができるという、良い事例ではないかと思えます。

当推進協議会としましては、引き続き容器包装の3Rの推進とともに、各種調査による古紙ルート等の実態把握を通じ、全体的な回収率向上と、合理的なリサイクルシステムの構築に取り組んで参ります。

また議案審議の後に、自主行動計画のフォローアップと容リ法改正対策委員会、総務・技術委員会の活動について、説明を予定しております。当推進協議会の活動状況をご理解のうえ、更なるご支援を賜りたいと存じます。

総会後の懇親会では、関連の行政の皆様や日本容器包装リサイクル協会の皆様、その他 関係の企業・団体の皆様にも多数ご出席願っておりますので、ご懇親いただければ幸いです。

I 議題及び審議結果

総会では、以下議案について審議され、議案は全て承認されて今総会の議事は終了した。

第1号議案 平成28年度事業活動報告ならびに収支決算報告

第2号議案 平成29年度事業計画案ならびに収支予算案について



議事終了の後、自主行動計画フォローアップ報告、容リ法改正対策委員会報告、総務委員会報告、技術委員会報告を専務理事並びに各委員会委員長・副委員長より報告した。

II 各議案内容及び審議状況

『第1号議案 平成28年度事業活動報告ならびに収支決算報告』

議長から専務理事へ報告するように指示があり、専務理事が以下の平成28年度事業活動報告ならびに収支決算報告を行った。

I 紙製容器包装のリサイクル状況

・指定法人事業実績（平成28年度市町村からの引取実績量、再商品化販売量）、環境省容リ法に基づく分別収集・再商品化の実績（平成27年度実績）、当推進協議会調査推計結果（平成27年度実績回収量・回収率）を報告した。

II 平成28年度 活動経過報告

1. 経済産業省・環境省合同審議会進捗状況

平成28年1月に審議が再開され、「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」がまとめられた。紙製容器包装の識別表示の区別表示について、「市民にわかりやすいプラスチック製容器包装の識別表示や紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべきである。」と考えられる施策の例として取り上げられた。

<容リ法改正対策委員会活動>

- ①パブリックコメント提出（4月）
- ②第3次自主行動計画（2016～2020年度）の発表・リデュース目標変更
- ③会員セミナー開催（8月2日）
- ④合同審議会後の容リ制度見直し関連の動向/総合的評価・入札制度の見直し

2. 紙製容器包装のリサイクル実態把握のための調査活動

<技術委員会>

①市町村のヒアリング調査及び組成分析調査

紙製容器包装の一部を雑がみとして分別している3市区（武蔵野市、市川市、品川区）の取り組み状況についてヒアリング調査を実施し情報交換をしました。

また集団回収している2市（福岡市、函館市）で組成分析調査、指定法人ルートで紙製容器包装を分別収集している名古屋市にて組成分析調査を行った。

<総務委員会>

- ②市町村の回収量アンケート調査（人口約10万人以上の295市区対象）を実施
- ③回答いただいた292市区に調査集計報告と「3R改善事例集 第10版」を送付、紙製容器包装の回収促進と、今後の調査への協力を依頼

3. リデュース・リサイクル推進のための事例研究と広報・啓発（総務委員会）

- ①3R改善事例研究と「3R改善事例集第10版」発行による情報発信
- ②パンフレットの改訂
- ③「エコプロ2016」に出展（12月8～10日：東京ビッグサイト）

4. 自主行動計画と主体間の連携の推進

- ①自主行動計画フォローアップ報告（12月14日：経団連会館）

②主体間の連携に資する取り組み

「容器包装3R推進フォーラム in にっぽり」（荒川区：11月11日）、意見交換会「容器包装3R交流セミナー」（千葉・東京/福岡・長崎）、3R推進市民リーダー育成、消費者意識調査、展示会への出展

5. 会員への情報提供

①紙推進協ニュースの発行（No85～No89）・メール発信

②「3R改善事例集 第10版」を全会員に送付、ホームページの充実

6. 平成28年度収支決算報告

収支決算報告後、両監事を代表して森永乳業株式会社 遠藤様より、平成29年4月21日に行った監査結果を報告した。

第1号議案について議長が質問、意見を求めたところ満場異議なく了承された。

『第2号議案 平成29年度事業計画案ならびに収支予算案について』

議長から専務理事へ報告するように指示があり、専務理事が平成29年度事業計画案ならびに収支予算案について報告した。

1 企画・運営

<運営幹事会>

①紙製容器包装のリサイクルにおける諸課題や、容器包装リサイクル制度見直しへの対応等について検討

②当推進協議会の運営方針、組織の検討

2 容器包装リサイクル制度の見直しに向けた取り組み

<容り法改正対策委員会>

①合同審議会においてまとめられた「報告書」に基づく今後の対応について検討

②当推進協議会の「提言」の実現に向け、関係各主体（三省、自治体、製紙・古紙業界、消費者団体等）と意見交換を実施し、「市民に分かりやすい識別表示の工夫」や複合品マークについても検討

3 紙製容器包装のリサイクル実態把握のための調査活動

①2016年度を初年度とする第3次自主行動計画のフォローアップ報告

<技術委員会>

②市町村のヒアリング調査及び組成分析調査の実施

③紙製容器包装全体のマテリアルフローに関する分析

④具体的な削減量の調査方法について討議

<総務委員会>

⑤市町村回収量アンケート調査

4 リデュース・リサイクル推進のための事例研究と広報・啓発

<総務委員会>

①3R改善事例研究と「3R改善事例集 第11版」の発行による情報発信

②展示会への出展

③紙製容器包装の容り制度見直しの進捗に合わせ、会員対象に「容り制度見直し」に関する会員セミナーを開催

④会員に対する情報提供活動：「紙推進協ニュース」発行・メールの発信、ホームページの充実

5 自主行動計画と主体間の連携の推進

自主行動計画の推進を3R推進団体連絡会としてまとまって取り組む。

第3次自主行動計画の初年度（2016年度）の成果を12月に経団連会館で、フォローアップ報告を開催し、その成果を公表。主体間の連携を推進するため①3R推進フォーラム、②3R交流セミナー、③3R推進市民リーダー育成、④「エコプロ2017」に出展等を実施します。

また、指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討する課題については、指定法人ルートの4団体を中心に有力団体と連携しつつ取り組みを進めていきます。

6 『平成29年度予算案』

川村専務理事より平成29年度予算案の内容を説明した。

報告後、第2号議案に議長が質問、意見を求めたところ満場異議なく了承された。

議長は、以上をもって議案の審議はすべて終了した旨を告げた。

この後、プロジェクターを使用し、自主行動計画フォローアップ報告、容り法改正対策委員会報告、総務委員会報告、技術委員会報告を専務理事並びに各委員会委員長・副委員長より報告した。

◇ 総会後の懇親会

松田会長から本日の懇親会出席と、日頃のご協力に対する謝辞及び取り組みが述べられた後、以下の来賓の方々からご挨拶をいただいた。

- ・経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課 課長 高角 健志様
 - ・経済産業省 製造産業局 素材産業課 課長補佐 矢野 泰夫様
 - ・環境省 廃棄物・リサイクル対策部企画課 リサイクル推進室 室長 田中 良典様
 - ・農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室 室長 河合 亮子様
- 乾杯を森田新副会長にいただき、懇親会をスタートした。

上河副会長による中締めにより散会した。

◇ 容り制度見直しの関連動向（経済産業省・環境省）

1. プラスチック容器包装

プラスチック製容器包装に係る燃料ガス化等（生成されたガス等をそのまま燃焼させているもの）に関する検討会

①趣旨：プラスチック製容器包装の再商品化におけるガス化手法等のうち、生成されたガス等をそのまま燃焼させているものの取扱いについては、「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ」（平成22年10月中環審・産構審合同会合）を踏まえ、最終的な結論が得られるよう、今後、十分に議論していくことが必要である。

②検討内容：上記取りまとめを踏まえ、ガス化手法等のうち生成されたガス等をそのまま燃焼させているものについて燃料利用と同等に扱うことが適当か、技術・政策的見地等から十分な検討を行う。

③検討会：

- ・第1回（4月24日）現行該当する燃料ガス化を行っている事業者からのヒアリング上記の技術的見地、政策的見地等からの検討・議論。
- ・第2回（5月15日）燃料ガス化について現行の取扱いを変更するか（燃料利用と同等に扱うか）、変更する場合はその時期等を議論・取りまとめ。

④燃料ガス化等の取扱いの方向性

- ・プラスチック製容器包装に係るガス化等のリサイクル手法のうち生成されたガス等をそのまま燃焼させているものについては、燃料として利用される製品の原材料として、緊急避難的・補完的に取り扱うことが適当

である。その上で、生成されたガスの用途を燃料利用から変更し、水素やエタノールといった製品の原材料として有効利用を図ることは、リサイクルの質的向上の観点から望ましい対応と言える。

このため、これらのケミカルリサイクルにあつては、資源の有効利用が確実に図られることが必要であり、かつ、可能な限り資源効率性や環境効果の高いリサイクルとすべく最大限取り組むことが重要である。また、一日でも早く事業が実施できるよう前倒して取り組むことが重要である。

上記の2点が適切に実施されることを条件に、かつ、当該変更のために不可欠な実証を行う限りにおいて、最長で平成30年度末までの経過的対応を認める。

以上について、適切な履行を確保するため、進捗状況の報告を求め、確認することが必要である。

2. ペットボトル

ペットボトルリサイクルの在り方討論会

①趣旨：平成28年5月の第18回産構審・中環審合同会合で取りまとめられた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、「ペットボトル等の一部の容器包装については、水平リサイクルの取組が進められている現状を踏まえ、資源の有効利用や再生材の適正処理の確保などの観点から、国内循環産業を育成し、安定的な国内循環を推進していくべきである。近年指定法人において有償で取引されている廃ペットボトルについては、指定法人が行う再商品化の管理業務について素材産業としてリサイクルを推進するために相応しい制度の在り方について、指定法人において検討することが必要である」とされる。

②検討事項：

- ・国内循環産業の育成、安定的な国内循環の推進
- ・素材産業としてリサイクルを推進するために相応しい制度の在り方

③検討会：

- ・第1回検討会（4月11日）

ペットボトルリサイクルの現状について

市町村における廃ペットボトルの独自処理等に関する実態調査結果（環境省）について
再生処理事業者、再商品化製品利用業界団体からのヒアリング

- ・第2回検討会（5月12日）

ペットボトルリサイクルの在り方について

- ・第3回討論会（6月23日）

①利用事業者・商社の実態調査アンケートおよびヒアリングの整理について

②ペットボトルリサイクルの今後のあり方について（「希望入札制度」について）

③再商品化業務の効率化のための点検実施計画(案)について、その他

- ・希望入札制度の運用イメージ

市町村は、指定法人に対する引渡申込時に、以下のような希望を指定保管施設ごとに出せるものとする。

①再商品化製品利用製品（最終製品）の希望：最終製品の希望があれば、製品カテゴリーに応じた希望順位（1～4のいずれか）を記入することができる。（カテゴリー：繊維、シート、ボトル、成形品）

②近郊リサイクルの希望：上記の製品カテゴリーの希望に応じて、特に近郊の再商品化事業者による再商品化の希望があれば、記入することができる。

※経済産業省からは末松広行局長が直接質疑に参加、経済産業省と環境省では意見の隔たりがあることから、第3回の討議では合意には至らず。「再商品化業務の効率化のための点検実施計画(案)について」は、次回以降となった。

◇ 精算金額及び精算率 (公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 (指定法人) 資料)

平成 29 年 6 月 8 日開催の総務企画委員会にて精算金額及び精算率の発表が行われました。

【平成 28 年度特定事業者再商品化実施委託料金総額及び精算金額】 (実施委託料) 単位：円

| 特定分別基準適合物 | 平成 28 年度特定事業者再商品化予定実施委託料金 (精算前) (A) | 再商品化実施委託料金の精算金額 (B) | ご参考 精算率 (%) (B/A) |
|----------------|--|----------------------------------|-------------------------|
| 紙製容器包装 | 497,633,300 (536,846,931) | 133,421,605 (187,712,170) | 26.8 (35.0) |
| ガラスびん 無色 | 666,975,676 (725,426,994) | 51,530,924 (121,541,285) | 7.7 (16.8) |
| ガラスびん 茶色 | 740,950,478 (789,899,417) | 104,748,046 (159,949,327) | 14.1 (20.2) |
| ガラスびん その他の色 | 1,310,148,247 (1,043,193,253) | 189,882,078 (145,999,414) | 14.5 (14.0) |
| PETボトル | 718,736,017 (1,094,300,447) | 93,355,875 (-374,392,192) | 13.0 (-34.2) |
| プラスチック製容器包装 | 41,168,407,503 (43,040,722,965) | 8,961,162,545 (9,028,750,392) | 21.8 (21.0) |

*精算率は小数点以下第 2 位を四捨五入しています (注) 下段 () 内は平成 27 年度

【平成 27 年度特定事業者再商品化拠出委託料金総額及び精算金額】 (拠出委託料) 単位：円

| 特定分別基準適合物 | 平成 27 年度特定事業者再商品化予定拠出委託料金 (精算前) (A) | 再商品化実施委託料金の精算金額 (精算金額) (B) | ご参考 精算率 (%) (B/A) |
|-------------|--|-------------------------------|-------------------------|
| 紙製容器包装 | 8,281,092 (3,587,203) | 4,702,519 (2,053,895) | 56.8 (57.3) |
| ガラスびん無色 | 0 (0) | 0 (0) | 0.0 (0.0) |
| ガラスびん茶色 | 0 (0) | 0 (0) | 0.0 (0.0) |
| ガラスびんその他の色 | 0 (0) | 0 (0) | 0.0 (0.0) |
| PETボトル | 33,201,041 (127,879,629) | 21,372,250 (25,912,551) | 64.4 (20.3) |
| プラスチック製容器包装 | 1,747,238,227 (1,532,173,295) | 182,476,995 (298,470,215) | 10.4 (19.5) |

*精算率は小数点以下第 2 位を四捨五入しています (注) 下段 () 内は平成 26 年度

尚、“精算金額の計算方法”、指定法人の“業務報告”、については、添付の資料 1～3 を参照ください。

資料 1 再商品化実施委託料金精算金額計算方法

資料 2 再商品化拠出委託料金精算金額計算方法

資料 3 紙容器事業部 平成 28 年度業務報告